第７２回日本動物学会九州支部総会報告

日時：２０１９年６月１日(土)　16：00～16：30
場所：長崎大学文教キャンパス環境科学部講義棟 341 教室
定足数：８３名
出席者：１０名、委任状提出１８名（議長委任１７名、支部長委任１名)、委任状未提出１３７名、「委任状の未提出者は、総会議決を議長に委任したとみなす」を本総会から適用することが承認されたため（下記参照)、総会は成立した。

1. 議長選出
　開会の後、議長として八木光晴長崎支部委員が選出された。

2. 支部長挨拶
　岡田支部長より、本支部総会で審議予定の支部規約改正に関する趣旨説明があった（審議事項参照)。つづいて、本大会期間中に行われた九州沖縄植物学会および日本生態学会九州支部執行部との会合についての報告があり、今後三学会合同での例会・大会のあり方について検討して行く旨の説明があった。

3. 理事会報告
　岡田支部長より、公益社団法人日本動物学会が新たに創設する「茗原眞路子研究奨励助成」についての報告があった。つづけて、2020 年度の全国大会は関東支部の担当であったが、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う宿泊施設の予約困難等の理由により、一年前倒しで中四国支部により鳥取県米子市にて 9 月 3 日～5 日の日程で開催予定である旨、報告された。

4. 庶務報告等（資料 1, 3, 4）
　渡邉庶務幹事より、2018 年 7 月～2019 年 6 月までの事業報告、会員数と正会員動向に関する報告があった。つづけて、2019 年 7 月～2020 年 6 月の事業計画案の説明があり、承認された。2019 年度の動物学談話会については、開催の方針が確認され、今後具体化していく旨が報告された。

5. 決算と予算案について（資料 5）
　松尾会計幹事より、2018 年 7 月～2019 年 6 月までの決算について報告があった。つづけて、2019 年 7 月～2020 年 6 月の予算案について説明があり、承認された。

6. 今後の三学会合同大会について
渡邉庶務幹事より、今後の三学会合同大会についての説明があり、承認された。

7. ２０２０年三学会合同大会（福岡）について
　渡邉庶務幹事より、2020 年度三学会合同大会は 2020 年 5 月 23 日（土)、24 日（日）に九州大学伊都キャンパスにて開催予定であり、大会委員長は、射場厚氏（九州沖縄植物学会会員）である旨が報告された。

8. ２０２１年三学会合同大会の開催予定地について
　渡邉庶務幹事より、2021 年度三学会合同大会は佐賀県で開催予定であり、佐賀県からの了承が得られていることが報告された。

9. 審議事項
1）支部総会委任状の取り扱いについて（資料６）
　岡田支部長より、「委任状の未提出者は、総会議決を議長に委任したとみなす」との 5 月 13 日開催の支部委員会の議決説明に続き、本議決については本総会から運用したく、先だって会員宛に配信された委任状にも遡及して適用したいとの提案があり、審議の結果、承認された。
2）支部規約附則第１６条の制定について（資料７−１）
　岡田支部長より、支部大会での発表資格を定めた、支部規約附則第１６条の制定について提案があり、承認された。

3）支部規約附則第１７条の制定について（資料７−２）
　岡田支部長より、支部委員の選出に関する、支部規約附則第１７条の制定について提案があり、承認された。
4）支部規約その他の改正事項について（資料７−３）
　岡田支部長より、本部の定款、定款細則、支部規程と九州支部規約との整合性を図り、かつ不適当な文言および字句を修正するための改正案の提案があり、承認された。

10. その他
　特になし。

11. 議長解任
　議長解任の後、閉会された。

（文責：庶務・渡邉）

庶　務　報　告

（資料１）事業報告と事業計画案

２０１８年７月～２０１９年６月			２０１９年７月～２０２０年６月		
例会回数	月日	会場（県）	例会回数	月日	会場（県）
６５１	7/14	鹿児島大学（鹿児島）	（６６２）	7/13	鹿児島大学（鹿児島）
談話会 （第８回）	8/25-26	福岡大学セミナーハウス （福岡）	談話会 （第９回）	未定	未定
全国大会	9/13-15	地震により中止、12 月 9 日に代替大会（東京）を実施	全国大会	9/12-14	大阪市立大学（大阪）
６５２ ６５３ ６５４ ６５５ ６５６ ６５７ ６５８ ６５９ ６６０ ６６１	11/11 11/17 11/17 11/18 12/2 12/8 12/15 12/15 12/15 5/25	宮崎大学（宮崎） 熊本大学（熊本） 佐賀大学（佐賀） 熊本大学（熊本・公開実習） 熊本大学（熊本・公開実習） 長崎大学（長崎） 九州大学（福岡） 鹿児島大学（鹿児島） 大分大学（大分） 名桜大学（沖縄）	（６６３） （６６４） （６６５） （６６６） （６６７） （６６８） （６６９） （６７０） （６７１）	11/10 11/16 11/23 12/14 12/14 12/14 12/21 未定 未定	（宮崎） （熊本） （佐賀） （長崎） （大分） （福岡） （鹿児島） （沖縄） （熊本・公開実習）
合同大会	6/1-2	長崎大学（長崎）	合同大会	5/23-24	九州大学（福岡）

（資料２）これまでの合同大会開催地とこれからの同予定地

【これまでの合同大会開催地】

２０１０　福岡（九州大学）
２０１１　長崎（長崎大学）
２０１２　佐賀（佐賀大学）
２０１３　熊本（熊本大学）
２０１４　沖縄（琉球大学）
２０１５　福岡（福岡大学）
２０１６　鹿児島（鹿児島大学）
２０１７　大分（大分大学）
２０１８　宮崎（宮崎大学）
２０１９　長崎（長崎大学）

【これからの合同大会開催予定地】

２０２０　福岡
２０２１　佐賀
２０２２　熊本
２０２３　沖縄
２０２４　鹿児島
２０２５　福岡
２０２６　大分
２０２７　宮崎
２０２８　長崎
２０２９　佐賀

（資料３）
会員数（２０１９年５月３１日現在）
正会員数：１６５名（昨年５月１１日から７名減）
準会員数：　９名（学生７名、一般２名：昨年５月１１日から１名増）

正会員数動向
２０１５年：　１９３名
２０１６年：　１９３名（△０）
２０１７年：　１８５名（△８）
２０１８年：　１７２名（△１３）
２０１９年：　１６５名（△７）

（資料４）
正会員動向（２０１８年５月１１日～２０１９年５月３１日、敬称略）
【入会・再入会・転入】
Maria January Peter、天谷貴史、楠本朋生、高坂涼介、杉村東陽、中村遼、大崎遥花、金谷啓之、田中志帆、西田沙織、下村駿太、大田風文、御代川涼、副島英子、宇田川伸吾、立石康介、千徳明日香、齋藤大介（18名）

【退会・転出】
澄川精吾、多田内修、横張文男、田辺憲子、岡田幸雄、井上久、大倉信彦、青野英明、小野紀昭、池田八果穂、久富裕子、池上太郎、神田美幸、安岡有理、矢口甫、吉田成希、Kenneth Baughman、下條光、村島尚実、白幡大樹、尾方祥史、檜山充樹、長瀬美穂子、DINDA RIZKY SUKRIA NINGRUM、清原貞夫（２５名）

準会員（２０１９年度、敬称略）
宇治川深雪、光本彩花、西山春佳、楠目晃大、田中聡至、清原貞夫、芦田裕史、瀬戸川優也、松田悠汰（９名）

（資料５）

日本動物学会九州支部会計報告			支部総会資料（2019.6.1）				
			作成：九州支部会計・松尾亮太（福岡女子大学）				
期間			2018年7月1日 - 2019年6月30日			2019年7月1日 - 2020年6月30日	
			2018予算案	2018決算	備考	2019予算案	備考
収入の部	当期収入合計（A）		**152,400**	**157,200**		**158,000**	
	内訳	支部活動補助金	150,000	150,000		150,000	
		寄付金	2,400	7,200	*1	8,000	*5
		銀行口座利息	0	0		0	
	前期繰越収支差額		79,211	79,211		71,128	
	収入合計（B）		**231,611**	**236,411**		**229,128**	
支出の部	事業費		**140,000**	**140,000**		**140,000**	
	内訳	合同大会補助	10,000	10,000		10,000	
		合同例会補助	40,000	40,000		40,000	
		公開実習補助	10,000	10,000		10,000	
		研究発表奨励費	20,000	20,000	*2	20,000	*6
		動物学談話会補助費	60,000	60,000		60,000	
	管理費		**26,600**	**25,283**		**4,000**	
	内訳	通信運搬費	3,000	3,584	*3	3,000	
		消耗品費	2,000	99	*4	1,000	
		選挙システム使用料	21,600	21,600			
	当期支出合計（C）		**166,600**	**165,283**		**144,000**	
	次期繰越収支差額（B-C）		65,011	71,128			
収支の部	当期収支差額（A-C）		**-14,200**	**-8,083**		**14,000**	
	次期繰越収支差額（B-C）		**65,011**	**71,128**		**85,128**	
		*1： 800円×9名					
		*2： 2000円×10名					
		*3： 現金書留封筒、現金書留送料、送金手数料					
		*4： 領収書一冊					
		*5： 10名を想定					
		*6： 10名を想定					

（資料６）

支部総会委任状の取り扱いについて

2019 年 5 月 13 日に支部規約第１０条に基づき、下記のとおり日本動物学会九州支部臨時支部委員会をメール形式で開催した。

議題：

今後の総会委任状の取り扱いについて

説明と提案：

本支部規約第８条によれば、総会は本支部正会員の過半数（委任状を含む）の出席を以て成立する。例年、総会出席者は非常に少ないため、相当数の委任状が必要となるが、委任状の提出率は非常に低調であるのが常で、事務局は委任状の回収に毎年大変苦慮している。そこで、委任状の未提出者は、総会議決を議長に委任したとみなす旨、支部事務局から発送する委任状メールに明記することを提案する。本議案が臨時支部委員会で了承された場合、次回総会（2019 年 6 月 1 日開催）より実施し、同総会においても了承を得るものとする。

決議：

執行部からの上記議案に対し、支部委員１５名中１４名が支部委員会に出席し、全出席者から賛同が得られ、支部規約１０条に基づき本議案は支部委員会で承認された。

（資料７－１）
支部規約附則第１６条の制定について

【説明と提案】
　これまで本支部規約には、支部大会における発表者（講演者）の資格が規定されていなかった。最近、本支部大会参加予定者から発表者の資格に関する指摘があったこと、例年同時開催される九州沖縄植物学会および日本生態学会九州地区会の所属会員や、動物学会を退会した研究者による発表事例があることなどを鑑み、支部大会における発表者の資格を支部規約に追記することを提案する。具体的には「本支部大会で研究発表できるものは、原則として正会員、又は本支部の準会員とする。」との条文を附則１６条として追記することを提案する。この改正は、支部大会での研究発表奨励費の授与対象者を規定するうえでも重要である。また「原則として」を付すことで、特例への対応も可能にする。

（資料７－２）
支部規約附則第１７条の制定について

【説明と提案】
　現行の支部規約によれば、支部委員は各県から少なくとも１名が当該県の正会員の互選により選出されるが、昨今の会員数減少（資料３参照）により、今後会員数が極端に少ない県では、無投票により支部委員が選出できない可能性がある。このため、「選挙で支部委員が選出できない場合は、支部長が支部委員を委嘱する。」との条文を支部規約に附則１７条として追記することを提案する。これにより、不測の事態が生じた場合の対応が可能となる。

（資料７－３）
支部規約その他の改正事項について

【説明と提案】
　本部から、本部の定款、定款細則、支部規程と、支部規約の間に相違点がある場合は、速やかに整合性を図るよう依頼があった。執行部で確認した結果、支部長、理事、支部代表委員の選出を定める本支部規約１２条の一文に問題があり、改正を提案する。また、支部委員会の構成員を定める支部規約５条の一部に削除すべき箇所があり、改正を提案する。その他、適正な字句の使用、文言の統一を図るための改正を提案する

以下に現行支部規約と改正案を添付する。

【現行の支部規約】

公益社団法人日本動物学会九州支部規約

第　１条 本支部は公益社団法人日本動物学会九州支部と称する。

第　２条 本支部は事務局を支部長が指定する場所に置く。

第　３条 本支部は下記の会員を以て組織する。

1　正会員　九州に在住する日本動物学会員

2　準会員　九州に在住し動物学に趣味を有すると共に本支部の趣旨に賛同するもの。

第　４条 本支部は公益社団法人日本動物学会本部及び他支部との密接な連携を保ち支部会員相互の親睦と知識の向上を図り九州における動物学の発展並びに普及に寄与するを以て目的とする。

第　５条 本支部に次の機関を置く。

1　総会

2　委員会　（役員および県選出の委員より構成）

3　常任委員会　（日常業務を執行する機関）

第　６条 総会は本支部の最高の決議機関で毎年支部長がこれを召集する。
委員会が必要と認める場合又は支部正会員の3分の1以上の要望がある場合には支部長は臨時総会を招集する。総会の議長はその都度支部会員の中から選出する。

第　７条 総会の任務は下記の通りとする。

1　規約の制定並びに改正

2　予算の決定並びに決算の承認

3　その他重要な事項の決定

第　８条 総会は支部正会員の過半数（委任状を含む）の出席を以て成立し、
議事は出席支部正会員の過半数を以て決定する。

第　９条 委員会は総会の任務以外の事項に関し、総会に代わる決議機関であって、その決議は次回の総会の承認を必要とする。

第１０条 委員会は委員の過半数（委任状を含む）の出席を以て成立し、議事は出席委員の過半数を以て決定する。委員会は支部長がこれを召集する。又委員3名以上の要求ある場合は、支部長はこれを招集しなければならない。

第１１条 常任委員会は総会及び委員会で決定された事項並びに本支部の日常業務を執行する機関であって、支部長及び委員の互選によって選出された常任委員を以て構成し支部長が随時これを招集する。

第１２条 本支部に次の支部役員を置く。

1　支部長　（理事兼任）　１名

2　理事　１名

3　支部代表委員　（定員数は学会支部規定による）

４　支部委員　若干名　（各県より選出）

５　常任委員　若干名　（庶務、広報、会計等）

支部長、理事、支部代表委員は公益社団法人日本動物学会支部規定に従って選出される。支部委員は正会員の互選により県ごとに選出される。支部委員の定数は正会員14名までの県は1名とし正会員数が14名を超える県は超過14名までごとに１名増す。支部長、理事、支部代表委員の任期は２年とし、連続した３選を認めない。支部委員，常任委員の任期は２年とし再任を妨げない。

第１３条 本支部は次の事業を行う。

１　年１回支部大会を開催し総会及び学術講演会を行い、随時に例会を開催する

２　本支部の目的に適する事業を行う

第１４条 本支部の経費は支部会費及びその他の収入を以てこれに充てる。

本支部の会計年度は７月に始まり翌年６月に終わる。

第１５条 本支部に準会員として入会希望のものは住所、氏名、職業を明記し会費（寄付金）を添えて本支部事務局に申し込むことを要する。

附則

本規約は平成２５年５月１８日設定

【承認された支部規約改正案】

公益社団法人日本動物学会九州支部規約

第　１条 本支部は公益社団法人日本動物学会九州支部と称する。

第　２条 本支部は事務局を支部長が指定する場所に置く。

第　３条 本支部は下記の会員を以て組織する。

1　正会員　九州に在住する日本動物学会員

2　準会員　九州に在住し動物学に趣味を有すると共に本支部の趣旨に賛同するもの。

第　４条 本支部は公益社団法人日本動物学会本部及び他支部との密接な連携を保ち支部会員相互の親睦と知識の向上を図り九州における動物学の発展並びに普及に寄与するを以て目的とする。

第　５条 本支部に次の機関を置く。

1　総会

2　委員会　（役員より構成）

3　常任委員会　（日常業務を執行する機関）

第　６条 総会は本支部の最高の決議機関で毎年支部長がこれを召集する。委員会が必要と認める場合又は支部正会員の３分の１以上の要望がある場合には支部長は臨時総会を招集する。総会の議長はその都度支部会員の中から選出する。

第　７条 総会の任務は下記の通りとする。

1　規約の制定並びに改正

2　予算の決定並びに決算の承認

3　その他重要な事項の決定

第　８条 総会は支部正会員の過半数（委任状を含む）の出席を以て成立し、議事は出席支部正会員の過半数を以て決定する。

第　９条 委員会は総会の任務以外の事項に関し、総会に代わる決議機関であって、その決議は次回の総会の承認を必要とする。

第１０条 委員会は委員の過半数（委任状を含む）の出席を以て成立し、議事は出席委員の過半数を以て決定する。委員会は支部長がこれを召集する。又委員３名以上の要求ある場合は、支部長はこれを招集しなければならない。

第１１条 常任委員会は総会及び委員会で決定された事項並びに本支部の日常業務を執行する機関であって、支部長及び委員の互選によって選出された常任委員を以て構成し支部長が随時これを招集する。

第１２条 本支部に次の支部役員を置く。

1　支部長　（理事兼任）　１名

2　理事　１名

3　支部代表委員　（定員数は学会支部規程による）

4　支部委員　若干名　（各県より選出）

5　常任委員　若干名　（庶務、広報、会計等）

支部長と支部代表委員は公益社団法人日本動物学会支部規程、理事は公益社団法人日本動物学会定款細則にそれぞれ従って選出される。支部委員は正会員の互選により県ごとに選出される。支部委員の定数は正会員１４名までの県は１名とし正会員数が１４名を超える県は超過１４名までごとに１名増す。支部長、理事、支部代表委員の任期は２年とし、連続した３選を認めない。支部委員，常任委員の任期は２年とし再任を妨げない。

第１３条 本支部は次の事業を行う。

1　年１回支部大会を開催し総会及び学術講演会を行い、随時に例会を開催する。

2　本支部の目的に適する事業を行う。

第１４条 本支部の経費は支部会費及びその他の収入を以てこれに充てる。本支部の会計年度は７月に始まり翌年６月に終わる。

第１５条 本支部に準会員として入会希望のものは住所、氏名、職業を明記し会費（寄付金）を添えて本支部事務局に申し込むことを要する。

附則

第１６条 本支部大会で研究発表できるものは、原則として正会員、又は本支部の準会員とする。

第１７条 選挙で支部委員を選出できない場合は、支部長が支部委員を委嘱する。

本規約は平成２５年５月１８日設定

令和元年６月１日改正